平成２７年（フ）第６号
新潟県燕市小中川1172番地
債務者　オリーブこと　遠藤　清美(旧姓井塚)
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂西　哲昌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第５４０号
京都府城陽市寺田西ノ口28番地の２
債務者　竹島　　清
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１号
香川県東かがわ市入野山888番地２
債務者　中塚　秀彦
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６８３号
大阪府門真市島頭３丁目14番６号
債務者　神田防水こと　神田　定幸
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　正輝
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１号
宮城県登米市豊里町白鳥山110番地41
債務者　今井　愛美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第２２号
奈良県橿原市今井町１丁目２番３－201号　サウスクレストⅡ号館、前住所奈良県橿原市中曽司町178番地の３　吉田ビル３－Ｃ
債務者　佐々木美佳
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
函館市西旭岡町２丁目41番地３
債務者　後藤　　寛
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４６号
北海道北斗市当別３丁目４番15号
債務者　丸野　弥生（旧姓坂本・天野）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４７号
函館市千代台町２番15－203号　スカイビュー千代台
債務者　阿部　則彦
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５４号
北海道茅部郡森町字赤井川160番地14
債務者　照井　春美（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
埼玉県熊谷市上之845番地９　トミーコーポ101
債務者　郡司　有香（旧姓鳥潟）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第８号
愛知県豊田市白山町七曲12番地413
債務者　**脇**坂　静華
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
愛知県豊田市渋谷町３丁目980番地20　県営11－110号、前住所愛知県豊田市柿本町２丁目43番地２　メルベーユミノリ603号
債務者　山本　徳男
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
奈良県橿原市北妙法寺町124番地の３　大宮ハイツ２－202号
債務者　古平　正継
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３１６号
札幌市中央区南７条西12丁目１番25号　サンリバー南７条208号
債務者　尾崎　卓也
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１３０号
札幌市白石区中央１条６丁目９番19―302号
債務者　川村　　正
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３５４号
札幌市東区北13条東14丁目２番20―302号
債務者　近江　佳織
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部